

特別養護老人ホーム湖東の杜 運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人晃仁会が開設する特別養護老人ホーム湖東の杜(以下「施設」という。)が行う介護老人福祉施設の事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び運営に関する事項を定め、施設の従業者が、要介護状態にある高齢者(以下「利用者」という。)に対し、適正な指定介護福祉施設サービス(以下「施設介護」という。)を提供することを目的とする。

(事業の運営方針)

第2条 施設は、長期にわたり施設介護を必要とする利用者の意思及び人格を尊重し、その有する能力に応じた日常生活を営む事が出来るよう、施設サービス計画に基づき、可能な限り居宅での生活への復帰を念頭において、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資する、入浴、排泄、食事等の介護、機能訓練、健康管理、及び療養上その他必要な介護を行う。

2 施設は明るく家庭的な雰囲気の下、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、居宅介護支援事業者、他の保健医療福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるとともに、関係市町村との連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 名称 特別養護老人ホーム 湖東の杜
- (2) 所在地 静岡県浜松市中央区湖東町1074

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 施設に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。(尚、員数は併設、湖東の杜短期入所生活介護との合算の数とする。)

- (1) 施設長 1人
常勤にて専ら施設の職務に従事し、職員の管理、業務の把握を一元的に行う責務と職員に運営基準を遵守させるための指揮命令を行う。
- (2) 医師 1人以上
利用者の健康管理及び療養上の指導を行う。
- (3) 生活相談員 1人以上
利用者及び家族の必要な相談に応じるとともに、適切なサービスが提供されるよう施設内のサービス調整、公的機関、医療機関との連携において必要な役割を果す。
- (4) 介護職員 31人以上
利用者の心身の状況に応じ、日常生活全般にわたる介護業務を行う。

- (5) 看護職員 3人以上
利用者の健康管理、療養上の世話、保健衛生等看護業務を行う。
- (6) 栄養士 1人以上
利用者の栄養状況、身体状況の把握、嗜好を考慮した献立の作成、栄養指導、栄養ケアマネジメント等を行う。
- (7) 機能訓練指導員 1人以上
日常生活を営むのに必要な機能の維持、改善、又はその減退を防止するための機能訓練を行う。
- (8) 介護支援専門員 1人以上
利用者の課題分析を行うとともに、心身の状況に基づき適切な施設サービス計画の作成を行い、作成後、利用者についての継続的なアセスメント(モニタリング)を行うことにより必要に応じ施設計画の変更を行う等、計画の管理を行う。
- (9) 事務職員 3人以上
必要な事務を行う。
- (10) 歯科衛生士 1人以上
利用者の歯科疾患の予防及び口腔衛生の向上を図る。

(利用者の定員)

第5条 施設の利用定員は、90人とする。

- (1) ユニットの数は9ユニットで、ユニット毎の利用定員は10人とする。
- (2) 施設は、災害その他やむを得ない事情がある場合を除き、ユニット毎の利用定員及び居室の定員を超えて利用させないものとする。

(施設介護のサービス内容)

第6条 利用者の心身の状況等に応じて、適切な施設介護を行う。

- (1) 日常生活上の支援
心身機能の能力に応じ、排泄、入浴、食事、離床、着替え、整容、移動等の日常生活上の行為を適切に支援する。
 - (2) 機能訓練
心身機能を維持し、その活性化を図るための各種機能訓練を提供する。
 - (3) 健康管理
医師、看護職員が利用者の健康状態を把握し、健康管理を行う。
 - (4) 口腔ケア
歯科衛生士が利用者の口腔状況に応じて、口腔ケアを行う。
 - (5) 看取り介護
医師が利用者の終末期の状況を判断し、利用者または家族が希望した場合は「看取り指針」に従い看取り介護を行う。
- 2 施設介護の提供は、施設サービス計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行う。
- 3 職員は、施設介護の提供に当たっては懇切丁寧に行い、利用者又はその家族に対して、処遇上必要事項について理解しやすいように説明を行う。

(記録の整備)

第7条 施設は、設備、職員及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

- (1)施設サービス計画
- (2)サービス提供の記録
- (3)第15条に規定する身体的拘束等の態様及び時間その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
- (4)第13条に規定する苦情の内容等の記録
- (5)事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(利用料等の費用の額)

第8条 施設介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準(告示上の報酬額)によるものとし、当該施設介護が法定代理受領サービスである時は、介護報酬告示上の額に介護保険負担割合証に定める割合を乗じた額の支払いを受けるものとする。

2 次に掲げる項目については、別途利用料金の支払いを受ける。

① 居住費	1日	2,600円
尚、介護保険負担限度額の認定を受けている利用者の場合、その認定証に記載された金額を1日あたりの料金とする。		
② 食費(おやつ代込み)	1日	1,680円
尚、介護保険負担限度額の認定を受けている利用者の場合、その認定証に記載された金額を1日あたりの料金とする。		
③ 特別な食事		実費
④ 理美容代(カット)	1回	2,300円(税込)
⑤ 喫茶店		実費
⑥ 希望外出の援助		実費
⑦ 日常生活消耗品費	1日	300円
⑧ 移送に係る費用		実費
⑨ 複写物の交付		実費
⑩ 事務管理費	月	1,500円
⑪ 貴重品管理費	月	1,000円
⑫ 電気使用料	100wまでの1品目ごと	50円
	100w以上の1品目ごと	80円
⑬ 買い物代行費	1回	500円
⑭ その他個人で利用・消費するもの		実費
⑮ 口座振替手数料	月	110円

3 前項の費用支払いを含む施設介護を提供する際には、事前に利用者又はその家族に対して施設介護の内容及び費用について説明交付した上で支払に同意する旨の文書に署名、押印を受けるものとする。

4 告示上の基準額が改正された場合は、書面により説明交付した上で署名、押印を受けるものとする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第 9 条 利用者は、次の事項に留意しなければならない。

- (1) 利用者が外出、外泊する場合は、あらかじめ届出書を提出し施設長の承認を得る。
- (2) 利用者は次の事項を行わないよう遵守する。
 - ① 宗教や信条の相違等で他人を攻撃し、又は自己の利益のために他人の自由を侵すこと。
 - ② けんか、口論、いじめなどで他の利用者等に迷惑を及ぼすこと。
 - ③ 施設の秩序、風紀を乱し、安全衛生を害すること。
 - ④ 施設内で喫煙等火気を用いること。
 - ⑤ 施設内で飲酒すること。
 - ⑥ 故意に施設若しくは物品に損害を与え、又はこれを持ち出すこと。
 - ⑦ 施設内でパワーハラスメント、セクシャルハラスメント等の行為を行わないこと。

(非常災害対策)

第 10 条 非常災害に備えて必要な設備を設け、「消防計画」「防災マニュアル」により行うものとする。

2 非常災害に備え、年2回以上避難、救出その他必要な訓練を行う。

(緊急時の対応)

第 11 条 利用者の心身に緊急を要する事態が生じた場合は、速やかに施設配置医師あるいは指定協力医療機関の協力を得る等適切な措置を講ずるものとする。

(個人情報保護等)

第 12 条 施設は、正当な理由なく、業務上知り得た利用者又はその家族の個人情報を第三者に漏洩しないものとする。

- (1) 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の個人情報を漏洩しない。
- (2) 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の個人情報を保護するため、従業者でなくなった後においてもこれらの個人情報を保護するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- (3) 施設は、利用者に介護上緊急の必要性がある場合には、医療機関等に利用者に関する心身等の情報、又は病状を提供できるものとする。
- (4) 利用者が退所する場合などで、必要に応じ居宅介護支援事業者等に対して、利用者に関する情報を提供するときは、利用者又はその家族の承諾を得る。

(苦情処理)

第 13 条 利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情受付窓口を設置するなど必要な措置を講じる。

- (1) 提供する施設介護の苦情に関して、市町村からの文書の提出・提示の求め、又は

市町村職員からの質問・照会に応じ、利用者からの苦情に関する調査に協力する。

市町村から指導又は助言を得た場合は、それに従い、必要な改善を行う。

- (2) 施設介護に関する利用者からの苦情に関して、国民健康保険団体連合会の調査に協力すると共に、国民健康保険団体連合会からの指導又は助言を得た場合には、それに従い、必要な改善を行う。

(衛生管理等)

第 14 条 施設は入居者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医療品及び医療機器の管理を適正に行わなければならない。

2 施設は、当該施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように次の号に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止

　のための対策を検討する委員会を三ヶ月に一回程度、定期的に開催するとともに、その結果について、介護職員その他の職員に周知徹底を図ること。

- (2) 当該施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延のための指針を整備すること。

- (3) 当該施設において、介護職員その他の職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的に実施すること。

- (4) 前(3)に掲げるもののほか、別に厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処当に関する手順に沿った対応を行うこと。

(身体拘束・虐待の禁止)

第15条 事業所は、原則として入居者の身体拘束及びその他利用者の行動を制限する行為を行なわないものとする。ただし利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合はこの限りではない。

(1) 事業所は、やむを得ず利用者の行動を制限せざるを得ない場合、身体拘束廃止マニュアルに基づき、利用者及び利用者家族等に十分に説明し同意を得ると共に、その態様及び期間、利用者の心身状況、緊急やむを得ない理由及び経過について記録しなければならない。

(2) 事業所は、身体拘束廃止マニュアルに基づき、従業者への教育を徹底するとともに、いかなる場合においても利用者に対する虐待行為は行わない。

(その他運営についての留意事項)

第16条 従業者の資質向上のための研修の機会を次のとおり設ける。

- (1) 採用時研修 採用後1ヶ月以内

- (2) 継続研修 年 2回以上

① 運営に当たっては、地域住民又は住民活動との連携、協力をを行うなど地域との交流に努める。

② この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人晃仁会と施設の施設長との協議に基づいて定めるものとする。

付則

この規程は、平成 29 年 4月 1 日から施行する。
この規程は、平成 30 年 4月 1 日から施行する。
この規程は、令和 元年 7月 1 日から施行する。
この規程は、令和 2 年 4月 1 日から施行する。
この規程は、令和 3 年 4月 1 日から施行する。
この規程は、令和 6 年 1月 1 日から施行する。